平成２１年（再イ）第９号

愛知県豊橋市佐藤４丁目26番地11　２―302

再生債務者　名倉　　亮

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月23日

名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（再イ）第１５号

大阪府貝塚市澤16番地の１マスターズエル二色の浜414号

再生債務者　下平　　盛

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月23日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再イ）第２８号

大阪府貝塚市久保424番地の24

再生債務者　大西　浩之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月23日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再イ）第１０号

兵庫県明石市大久保町西島238―１―307号

再生債務者　岡本　　晃

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月23日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２１年（再イ）第１２号

神戸市西区井吹台東町５丁目59―14

再生債務者　永田　泰一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月23日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２１年（再イ）第２１号

神戸市西区玉津町上池296―１　市住６―204号

再生債務者　赤瀬　真心

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月23日

神戸地方裁判所明石支部再生係

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 12 号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成21年６月17日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 21 年７月６日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　野間口　有

1、承認番号　第Ｄ097号

2、名称　タカノ株式会社

3、住所　長野県上伊那郡宮田村137

4、特定計量器の種類　非自動はかり

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 13 号

計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成21年６月17日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 21 年７月６日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　野間口　有

1、承認番号　第Ｄ089―３号

2、名称　Biospace Co., Ltd

3、住所　518―10　Dogok　2-Dong,　Gangnam-Gu, Seoul Korea

4、特定計量器の種類　非自動はかり

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成21年３月27日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき、公告します。

平成 21 年７月６日

西日本高速道路株式会社

代表取締役社長　奥田　楯彦

記

1．［２］⑵⑥ハを次のとおり改める。

ハ　適用する期間

平成21年７月８日から平成24年４月12日までとする。

1．［２］⑵⑨ハを次のとおり改める。

ハ　適用する期間

平成21年３月30日から平成21年７月７日までとする。

1．［２］⑵⑩ハを次のとおり改める。

ハ　適用する期間

平成21年７月８日から平成23年３月31日までとする。

2．［２］⑵⑦ハを次のとおり改める。

ハ　適用する期間

平成21年３月30日から平成21年７月７日までとする。

2．［２］⑵⑧ハを次のとおり改める。

ハ　適用する期間

平成21年７月８日から平成23年３月31日までとする。

弁理士登録公告

平成21年６月17日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
６月17日	16497	長友　洋介
６月17日	16498	伊藤　裕介
６月17日	16499	坂谷　　亨
６月17日	16500	三木　崇史
６月17日	16501	岸部　典子

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成21年６月８日	07477	岡部　　隆	申請抹消
平成21年６月８日	08447	中川　欣一	〃
平成21年６月11日	11402	中山　　徹	〃

弁理士数　8,195名

（平成21年６月17日現在）

平成 21 年７月６日

日本弁理士会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳～60歳位の男性で体格は比較的小柄

上記の者は、平成20年８月21日午前９時35分頃、高知県高岡郡四万十町本堂の山中で白骨化した状態で発見。死後15年～20年経過。身元不明のため火葬に付し、遺骨は岩本寺に納骨してありますので心当たりの方は、当町健康福祉課まで申し出てください。

平成 21 年７月６日

高知県　　四万十町長　前田　哲生

解散公告

解散

当社は、平成二十一年五月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月六日

東京都江戸川区松江七丁目六番七号

有限会社光貴

清算人　近藤　清隆